

諸星委員報告資料

<委員報告>

事業主の届出等の現状について ～適用現場で見る実態～

社会保険労務士 諸星 裕美

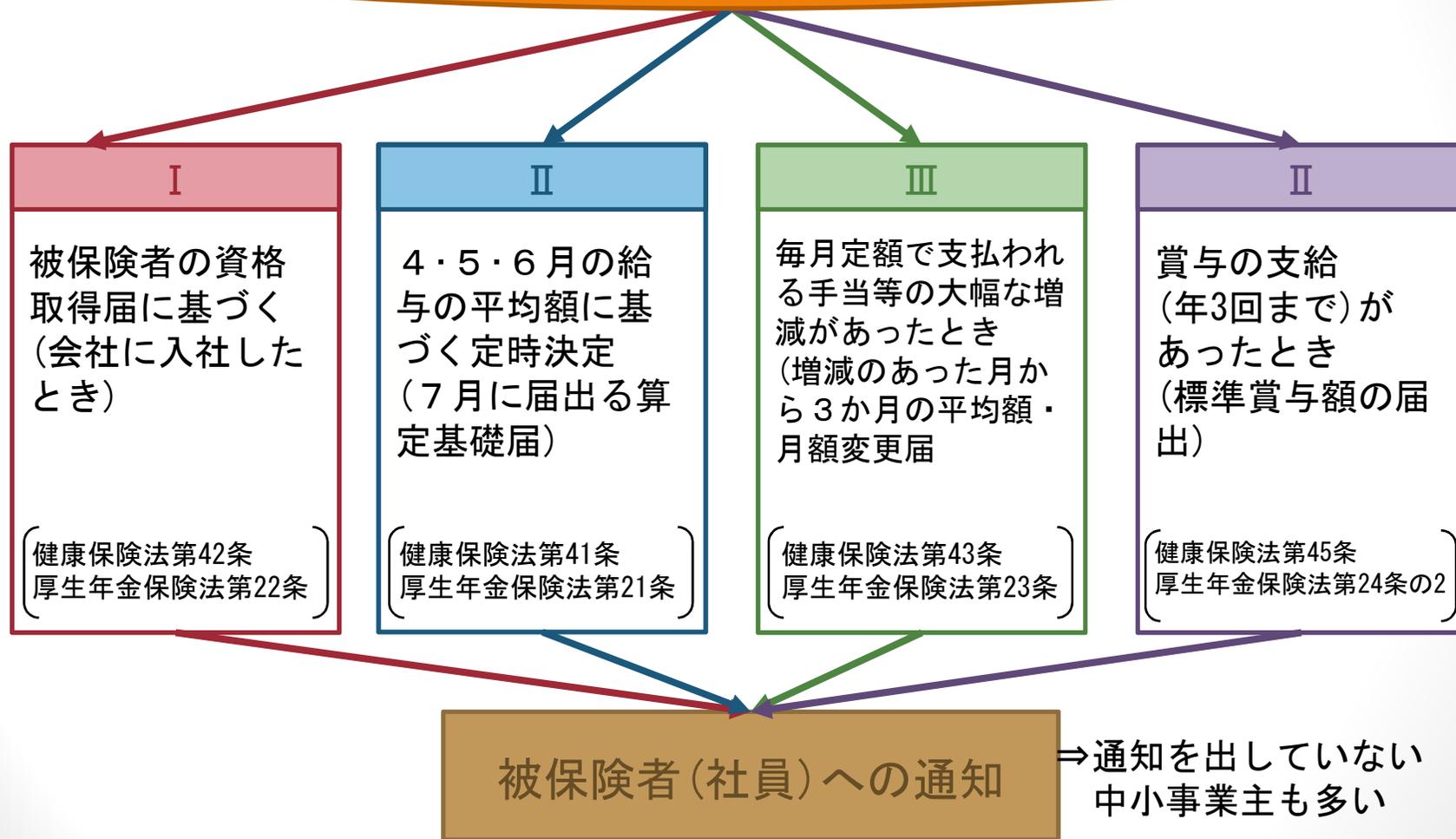
平成25年5月30日(木)

年金個人情報^の適正な管理^のあり方に関する専門委員会
説明資料

{ 1 }

中小企業で散見される届出誤り及び届出もれ

事業主による被保険者に係る標準報酬月額届出



(健康保険法第49条・厚生年金保険法第29条)

I.資格取得時について

実例

① 標準報酬月額(労働の対価として支払われるもの)の範囲の間違い

- 通勤手当の未算入
- 残業手当のみなし額の未算入

② 資格取得時期の間違い

- 本採用時に届出を行う

要因

- ・ 通勤手当の項目を賃金台帳、給与明細へ不記載
- ・ 実際に支給された給与額が、例えば残業が多く増えても資格取得時まで戻って訂正を行わない
- ・ 試用期間中は加入しなくてもいいと思っている
- ・ 社員の定着の短さと過去の事例に基づく誤った判断
- ・ 意図的なもの？

☆被保険者資格がないと思っている

- ・ パート、アルバイトは対象としていない

☆資格喪失時における月末退職・月内退職の問題(被保険者期間の算入)

II 算定届について

実例

- 通勤手当の未算入
- 残業手当等を未算入
- 差引支給額の転記

要因

- 賃金台帳の未整備と所得税源泉徴収簿に基づく届出
- 意図的なもの？

III.月額変更届について

実例

- 月額変更届の提出を知らない
(算定届は、毎年提出を求められるため)
- 頻繁に給与を変動させている
- 住所変更に伴う通勤手当の変動を対象と考えていない
- 定額の昇給額が微増のときには対象とならないと思われる(残業手当等が多いとき)

要因

- 標準報酬月額の変更(月額変更届)が複雑であり、正しい理解が得られない
- 保険料が変更になる月について誤った理解(昇降給した月から保険料を変更してしまう)がある
⇒社員との意識の違い
- 保険料負担が定時決定(9月)以外に増えることを事業主・被保険者が共に望まない

IV.賞与支給時について

実例

- ① 標準賞与額の範囲の間違い
 - 一部額の未算入
 - 差引控除額を転記

- ② 届出の間違い
 - 報酬額の桁間違い
 - 少額の届出をしない
 - 賞与支払届が送られない
 - 年金受給者に係る届出をしない

要因

- 正しい理解がされていない
- 意図的なもの？

- 届出様式は千円未満切捨のため、記載ミスがある
(実数字の記載欄はあり)
- 決算賞与などの届出をしない
(毎年出る場合などには、賞与支払届が原則送付される)
- 年金受給者については前年度の賞与額に応じて、年金の支給停止額が変更となるため、出さない

< 改善への提案として >

- ◎法律・政省令において、標準報酬月額に係る確認請求などが被保険者側から可能になることが必要

< 二次的には >

◎事業主に対する周知・指導方法の見直し



- ・被保険者期間や標準報酬月額、標準賞与額が将来の年金額や受給する権利を侵害するという視点で行うべき（『法律だから』では、人は動かない）
- ・社会保険手続の唯一専門国家資格を持つ社会保険労務士の活用により、事業主に対する周知及び協力を求めて正しい届出を広げる（周知月間や相談窓口を設ける等）

◎被保険者に対する教育・周知方法の見直し



- ・実給与額と標準報酬月額が異なることも含め、社会保険料が控除されることについて正しい理解を浸透させる
- ・標準報酬月額は将来の年金額に影響することを理解してもらう